

改定されました

# 群馬県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

## 群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)

690 <sup>1時間</sup>円

[発効日]平成23年10月7日

### (製鋼・鉄素形材製造業最低賃金)

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

799 <sup>1時間</sup>円

[発効日]平成23年12月28日

### (一般機械器具製造業最低賃金)

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、  
その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、そ  
の他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サ  
ービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

788 <sup>1時間</sup>円

[発効日]平成23年12月28日

### (電気機械器具製造業最低賃金)

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器  
具、情報通信機械器具製造業最低賃金

786 <sup>1時間</sup>円

[発効日]平成23年12月28日

### (輸送用機械器具製造業最低賃金)

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

788 <sup>1時間</sup>円

[発効日]平成23年12月28日

特  
定  
最  
低  
賃  
金

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

お問合せ：群馬労働局労働基準部賃金室（電話 027-210-5005）又は県内各労働基準監督署  
群馬労働局ホームページアドレス <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

## 2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

### 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

### 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

## 4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

### ○【日給制の場合の比較例】

$$\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間数} \geq \text{最低賃金額}$$

### ○【月給制の場合の比較例】

$$\text{月給額} \times 12 \text{月} \div \text{年間所定労働時間数} \geq \text{最低賃金額}$$

887